

# 子の氏の変更許可申立

説明書・申立書記入例

(満15歳以上の子用)

## 子の氏の変更許可の申立てについて

はじめに

子が、父又は母と氏を異にする場合（父母が婚姻中の場合を除く。）には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます（民法 791 条 1 項）。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。15歳以上の子は子ども本人、15歳未満の子は親権者が 手続をする必要があります（書式も違いますのでご注意ください）。

### 1 必要書類(必ず全部そろえてから申し立ててください。)

#### (1) 戸籍謄本

- ① 子どもさんが、いま、現に入っている戸籍謄本
- ② 子どもさんが、これから入ろうとする戸籍謄本（親の戸籍謄本）

※ 転籍など、離婚後に戸籍が動いている場合は下の注をご覧ください。

#### (2) 申立書（記入例に従って、戸籍の文字どおり、正確に楷書で書き写してください。）

#### (3) 収入印紙……子どもさん1人につき800円

#### (4) 郵便切手

- ・ 即日審判の場合（午後3時まで（7月中旬から8月末までは午前11時まで）に受付番号札をとられた方で、1～2時間お待ちいただける方）  
……郵便切手は不要です。
- ・ 郵送手続の場合（即日審判のできない方）  
……子どもさん一人につき郵便切手252円分（84円切手3枚）を用意してください。

### 2 申立書を記入し、収入印紙と切手を購入されましたら、受付の入口横の発券機から番号カードを引いて、お待ちください。

### 3 郵便での申立て後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所は、申立てについて審理するために申立人に対して一定の事柄を書面で照会したり、直接事情をお尋ねする場合があります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じてください。

※注 戸籍は、子どもさんと親権者の方が同籍していたときから現在の戸籍までつながっていることが必要となります。

例えば、離婚によって、親権者の方が戸籍「A」を作成したあと、さらに、別の場所に転籍し戸籍「B」を作成した場合、申立ての際には、「A」、「B」両方の戸籍が必要となります。

#### 【申立てに関する問い合わせ先】

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事訟廷事件係

電話：06-6943-5745

受付印	<b>子の氏の変更許可申立書</b> (満15歳以上の子に関する申立用) 大阪家庭裁判所 御中
収入印紙 円	(この欄に収入印紙をはる。子1人につき800円)  (はった印紙に押ししないでください。)
予納郵便切手 円	

準口頭	関連事件番号 平成・令和 年(家 ) 第 号
添付書類	子の戸籍謄本1通, 父・母の戸籍謄本1通

※本籍・氏名は戸籍謄本どおり丁寧に書き写してください。

申 立 人 ① (子)	本籍	都道 <b>大阪</b> (府県) <b>大阪府</b> <b>大阪市中央区大手前100番</b>	子の戸籍どおりに!
	住所	<b>〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-13</b>	
	電話	昼間連絡のとれる電話番号 <b>090 (0000) 1234</b>	
	フリガナ 氏名	(子ども本人が記入・押印) <b>オツノ タロウ</b> <b>乙野 太郎</b>	昭和・平成・令和 <b>14</b> 年 <b>5</b> 月 <b>1</b> 日生 満 <b>17</b> 歳

※認め印で可

申 立 人 ② (子)	本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 上記申立人と同じ (同じ場合は口の中にレ点をつければこの欄は記載不要) 同じならチェックでOK
	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記申立人と同じ (同じ場合は口の中にレ点をつければこの欄は記載不要) 同じならチェックでOK
	電話	昼間連絡のとれる電話番号 ( )
	フリガナ 氏名	(子ども本人が記入・押印) <b>オツノ シロウ</b> <b>乙野 二郎</b>

※認め印で可

申 立 人 ③ (子)	本籍	<input type="checkbox"/> 上記申立人と同じ (同じ場合は口の中にレ点をつければこの欄は記載不要)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記申立人と同じ (同じ場合は口の中にレ点をつければこの欄は記載不要)
	電話	昼間連絡のとれる電話番号 ( )
	フリガナ 氏名	(子ども本人が記入・押印) 作成した日付を書く 印

※認め印で可

作成日	令和 <b>元</b> 年 <b>5</b> 月 <b>20</b> 日
-----	--------------------------------------

※太枠の中だけを記載してください。本籍・氏名は戸籍謄本どおり正確に記載してください。

※満15歳になっていない子どもさんについては専用の別の書式がありますので、そちらに記載してください。

裏面にも記入欄あり

<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">変更前の氏</div>	<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">変更後の氏</div>
申 立 て の 趣 旨	
<input checked="" type="radio"/> ① 母 申立人の氏（ <b>乙 野</b> ）を2 父 の氏（ <b>甲 山</b> ）に変更することの許可を求める。 3 父母	

※あてはまる番号ひとつを○で囲み、（ ）内に具体的な氏を記入してください。

理由を選んで○

申 立 て の 実 情	
父，母と子が異なる氏になった理由	
<input checked="" type="radio"/> ① 父母が離婚したため。 <input type="radio"/> 2 父母が結婚したため。 <input type="radio"/> 3 父母が養子縁組して氏が変わったため。 <input type="radio"/> 4 父母が養親と離縁して氏が変わったため。 <input type="radio"/> 5 父による認知のため。 <input type="radio"/> 6 父（母）が死亡後，母（父）がもとの姓に戻った（復氏した）ため。 <input type="radio"/> 7 その他（具体的に	           )

※あてはまる番号ひとつを○で囲んでください。7の場合は（ ）内に具体的に記入してください。

理由を  
選んで  
○

申 立 て の 動 機 （ 理 由 ）	
<input checked="" type="radio"/> ① 母と暮らしていく上で母と同じ氏で同じ戸籍のほうが便利だから。 <input type="radio"/> 2 父と暮らしていく上で父と同じ氏で同じ戸籍のほうが便利だから。 <input type="radio"/> 3 入園，入学のために必要があるので。 <input type="radio"/> 4 就職のために必要があるので。 <input type="radio"/> 5 結婚のために必要があるので。 <input type="radio"/> 6 その他（具体的に	           )

※あてはまる番号ひとつを○で囲んでください。6の場合は（ ）内に具体的に記入してください。

## 子の氏の変更許可申立書(15歳以上用) 記入見本

**本籍，氏名の文字は，戸籍謄本どおり正確に，崩さないで楷書で記載してください。**

(例) 西←→西，吉←→吉，崎←→崎 など，同じ読みでも形の違う文字があります。細かいところも戸籍と全く同じ文字の形になるよう正確に書き写してください。文字の形が違っていると訂正をお願いすることになります。